

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本巢市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

本巢市長

公表日

令和4年6月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策する事務を行っている。</p> <p>母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①母子保健法により保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>また、④妊娠の届出については、現行の窓口や郵送での書類の受け入れ以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を実施している。</p>
③システムの名称	健康管理システム、総合行政システム、サービス検索・電子申請機能、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システム、妊娠届出書(マイナンバー付)、低体重児出生届受付簿、総合行政システム、養育医療費交付決定について	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番49
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二項番26,56の2,69の2,70,87
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康増進課、市民環境部市民課
②所属長の役職名	健康福祉部長兼健康増進課長、市民環境部市民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>本巢市健康福祉部健康増進課 住所:岐阜県本巢市下真桑1199番地1 電話番号:058-320-0153</p> <p>【養育医療】 本巢市市民環境部市民課 住所:岐阜県本巢市下真桑1000番地 電話番号:058-323-1141</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>本巢市健康福祉部健康増進課 住所:岐阜県本巢市下真桑1199番地1 電話番号:058-320-0153</p> <p>【養育医療】 本巢市市民環境部市民課 住所:岐阜県本巢市下真桑1000番地 電話番号:058-323-1141</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月22日	I-1-③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、総合行政システム	事後	
平成28年8月22日	I-2特定個人情報ファイル名	健康管理ファイル、統合宛名ファイル、	健康管理システム、妊娠届出書(マイナンバー付)、低体重児出生届受付簿、総合情報行政Ⅱ	事後	
平成28年8月22日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番26、56の2、87、70	番号法第19条第7号、別表第二項番70	事後	
平成28年8月22日	I-5-①部署	健康福祉部健康増進課	健康福祉部健康増進課、市民環境部市民課	事後	
平成28年8月22日	I-5-②所属長	健康福祉部健康増進課長 新村津代子	健康福祉部健康増進課長 山田 典子、市民環境部市民課長 林 美好	事後	
平成28年8月22日	II-1いつの時点の計数か	平成27年2月16日時点	平成28年9月1日時点	事後	
平成28年8月22日	II-2いつの時点の計数か	平成27年2月16日時点	平成28年9月1日時点	事後	
平成28年8月22日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番70	番号法第19条第7号、(照会)別表第二項番70(提供)項番26.56の2、87	事後	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	健康福祉部健康増進課長 山田 典子、市民環境部市民課長 林 美好	健康福祉部健康増進課長 佐々木 千恵美、市民環境部市民課長 加藤 健二	事後	
平成29年5月31日	I-1-②事務の概要	他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。	他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに保存する。 また、④妊娠の届出については、現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を実施する予定である。	事後	
平成29年5月31日	I-1-③システムの名称	健康管理システム、総合行政情報システム	健康管理システム、総合行政情報システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
平成29年5月31日	II-1いつの時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年5月31日	II-2いつの時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成29年5月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I-1-②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。</p> <p>なお、番号法においては、別表第一項目N 0.49に基づき、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>①母子保健法による保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務</p> <p>他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。</p> <p>また、④妊娠の届出については、現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を実施する予定である。</p>	<p>母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。</p> <p>母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①母子保健法による保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う</p> <p>また、④妊娠の届出については、現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を実施している。</p>	事後	
平成30年6月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、(照会)別表第二項番70(提供)項番26.56の2、87	番号法第19条第7号、別表第二項番26.56の2、70、87	事後	
令和1年6月1日	I-7請求先	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市健康福祉部健康増進課 住所:岐阜県本巢市下真桑1199番地1 電話番号:058-320-0153 【養育医療】 本巢市市民環境部市民課 住所:岐阜県本巢市下真桑1000番地 電話番号:058-323-1141	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I-8連絡先	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市健康福祉部健康増進課 住所:岐阜県本巢市下真桑1199番地1 電話番号:058-320-0153 【養育医療】 本巢市市民環境部市民課 住所:岐阜県本巢市下真桑1000番地 電話番号:058-323-1141	事後	
令和2年4月23日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番26、56の2、70、87	番号法第19条第7号、別表第二項番26,56の2,69の2,70,87	事後	
令和2年4月23日	II-1いつの時点の計数か	平成29年5月31日時点	令和2年4月23日時点	事後	
令和2年4月23日	II-2いつの時点の計数か	平成29年5月31日時点	令和2年4月23日時点	事後	
令和4年6月22日	I-1-③システムの名称	健康管理システム、総合行政システム、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム、総合行政システム、サービス検索・電子申請機能、中間サーバー	事後	
令和4年6月22日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番26,56の2,69の2,70,87	番号法第19条第8号、別表第二項番26,56の2,69の2,70,87	事後	
令和4年6月22日	1-5②所属長の役職名	健康福祉部健康増進課長	健康福祉部長兼健康増進課長	事後	
令和4年6月22日	II-1いつの時点の計数か	令和2年4月23日時点	令和4年5月1日時点	事後	
令和4年6月22日	II-2いつの時点の計数か	令和2年4月23日時点	令和4年5月1日時点	事後	